

令和 7 年

全 員 協 議 会 記 録

令和 7 年 5 月 8 日

和 光 市 議 会

全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和7年5月8日（木曜日）
午後 1時00分 開会 午後 1時49分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 17名

議 長	安 保 友 博 議員	副議長	小 嶋 智 子 議員
1 番	松 永 靖 恵 議員	4 番	吉 田 活 世 議員
5 番	齋 藤 幸 子 議員	6 番	伊 藤 妙 子 議員
7 番	渡 邊 竜 幸 議員	8 番	片 山 義 久 議員
10 番	萩 原 圭 一 議員	11 番	赤 松 祐 造 議員
12 番	待 鳥 美 光 議員	13 番	菅 原 満 議員
14 番	鎌 田 泰 春 議員	15 番	岩 澤 侑 生 議員
16 番	富 澤 啓 二 議員	17 番	内 山 恵 子 議員
18 番	吉 田 武 司 議員		

◇欠席議員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	平 川 一 朗	主 任	小 林 厳

◇本日の会議に付した案件

議長の埼玉縣護国神社例大祭への公務出席について

午後 1時00分 開会

○安保友博議長 ただいまから全員協議会を開催します。

本日の案件は、埼玉縣護国神社例大祭への公務出席についてです。

この案件については、議長である私が説明いたしますので、ここで議事を副議長と交代します。

○小嶋智子副議長 案件について説明願います。

安保議長。

○安保友博議長 埼玉縣護国神社例大祭への出席について、去る4月9日、さいたま市にある埼玉縣護国神社の例大祭に出席しました。その経緯について説明します。

3月10日、埼玉縣護国神社から議会事務局を通して議長宛てに招待状が届きました。その趣旨は、戦没者に慰霊感謝の誠をささげるとのことでした。議長として公務に関する御案内をいただいた場合、他の公務との兼ね合いを考慮しつつ、可能な限り出席するというのがこれまでの私の基本的な考え方でした。

私ごとではございますが、親戚や知人の肉親で戦没した人がおり、日頃より戦没者の方々への深い哀悼の念を抱いております。埼玉縣護国神社は、国のために命をささげた和光市を含む埼玉県出身の戦没者が祭られています。この招待状を受け取った際、戦没者の方々への哀悼の意を表したいという純粋な気持ちから出席を決めました。

その後、この出席に対して、市民や一部の議員から疑義の声が出されました。これらの御意見は真摯に受け止めております。

議長は、議会を代表する立場として、市民の皆様や議員各位の様々な御意見に耳を傾け、その思いを尊重することは極めて重要でございます。その意味におきましては、今回私の一存で出席の判断をしたことは配慮が足りなかった点があったと深く反省をしており、心よりおわびを申し上げます。

戦没者の方々には、祖国のためにかけがえない命をささげられたのであり、その御霊を慰め、何らかの形で哀悼の意を表することは、国民として大切なことであると考えております。しかしながら、和光市議会においては、これまでこのような行事への出席について、明確な検討や共通認識の確認がなされてこなかったと認識しております。この問題は政治と宗教という繊細な事柄に関係しますので、今後の議会における重要な検討課題として取り扱っていただくようお願いを申し上げます。

議員各位におかれましては、以上の事情を御賢察いただき、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

付言事項といたしまして、市民から市議会議長宛てにいただいた御質問について、次のとおり考えております。

1、議長が本行事に公務として参列した経緯（招待の有無、依頼者）、決定プロセス（議会

内協議の有無）、市外神社への参列の公共性は何か。

回答、本行事は、埼玉縣護国神社の宮司と祭典委員長から議長宛てに正式に招待状が来ているものであり、前述の私のスタンスどおりに参列する旨を回答し、実際に参列いたしました。和光市を含む埼玉県の戦没者追悼という趣旨であり、公共性があるものと考えております。

2、参列に伴う公費支出（玉串料、交通費等）の有無と内訳、議長の具体的な行動（記帳、献花、玉串奉納等）は何か。これらが政教分離原則に適合する根拠は何か。

回答、参列に伴う公費支出としては、移動に伴う公用車の費用です。玉串料は公費、私費とも支出しておりません。当日は一般的な儀式的の流れに沿って行動しました。具体的には、玉串奉納は行いましたが、記帳と献花は行っておりません。政教分離との関係については次項のとおりです。

3、本参列が最高裁の目的・効果基準に適合する根拠、市民の多様な価値観に与える影響、政教分離を理由に参列を控える他自治体との違いは何か。

回答、出席の判断に当たり、今回の件が最高裁判所の判例で示されている目的・効果基準に照らし、政教分離原則に抵触しないかどうかを慎重に検討いたしました。その結果、目的は戦没者の方々への哀悼の意を表するという世俗的なものであり、効果としては、神社に対して一切の金銭的な支出を行っていないことから、特定の宗教が援助・助長される、または他の宗教が圧迫・干渉されることには当たらないことと判断いたしました。なお、念のため事後に弁護士にこの件について相談し、同様の見解を得ております。

市民の多様な価値観に与える影響については、全ての公務に関することであり、一概に申し上げることは困難であると考えます。政教分離原則に反しないとの判断の下、出席することとしたものであり、政教分離を理由に参列を控える他自治体の考えについては了知しておりません。

4、参列の事前公表や市民意見聴取を行わなかった理由、市民からの疑義への対応方針、経緯の公開予定はあるか。

回答、渉外的な公務につきましては、個別案件ごとの事前公表は一般的に行っておりません。また、市民からの疑義への対応方針は現時点では定めておりません。

しかしながら、御意見や御懸念に対して誠実に説明することは当然のことと考えており、本書をもってその経緯を明らかにさせていただくものです。

5、議長の宗教施設関連公務のガイドラインの有無、市外施設への参列基準、今後の透明性向上策は何か。

回答、現在のところ、議長の宗教施設関連公務及び市外施設への参列基準に関するガイドラインは存在しておりません。今回の御指摘を踏まえ、今後の透明性向上策については、議会全体としての重要な検討課題として取り扱わせていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

今回は、この市民からの申出を受けて、一部議員から説明をしてほしいという要請をいただ

いておりまして、全員協議会にて、私が自分の口で説明するという機会を設けさせていただきました。このような場を開いていただきましてありがとうございました。

○小嶋智子副議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

赤松議員。

○赤松祐造議員 説明に対する質問の前に、この会議が2時までということで、たった1時間なんですけれども、その後公務があるとされていますが、その公務はどういうような公務でしょうか。代行として副議長が行けるのであれば、副議長に行っていただけるような公務なのか。たった1時間ではやはりいろいろなこんな大きな問題がお互いに納得できる状況が得られるかどうか私は分からないので、1時が2時に、2時が3時になるかも分からないし、またはあしたもう1回こういう会を開いてもらうようになるかも分かりません。そういうことがありますので、そこだけ事前に説明をお願いします。

○小嶋智子副議長 事務局長、お願いいたします。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 今後の公務なんですけれども、埼玉縣市議会議長会の事務引継ぎ会ということで、今年度、和光市が埼玉縣市議会議長会の副会長市を仰せつかっておりまして、その新旧正副会長市の引継ぎ会が今回行われます。ですので、大切な会議と考えているところでございます。また、今回は副会長市ということで、挨拶の割当てでもあるということで、ここは出席をするというようなことでございます。

○小嶋智子副議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 議会事務局としてそういうことが分かっているのであれば、今日のこの会議を昨日やれば、もっと時間が取れたのではないのでしょうか。もう終わったことなんですけれども。それはもう分かりました。

○小嶋智子副議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 先ほど御説明いただいた中で、付言事項の3番、市民への回答案ということなんですけれども、この中で最高裁の判例に示されている目的・効果基準に照らし、政教分離原則に抵触しないかどうかを慎重に検討した上で出席をされたというふうに御説明されたかと思えます。

一方で、公的資源を宗教行事参加のために用いる行為は違憲とされるリスクはあって、宗教活動支援の一对応と解され得るという見解もございます。いずれにしても、公務で出席ということになるとグレーな部分があるかと思うんですが、こうしたことは市民から見た場合にグレーである、あるいは違憲ではないのかといった疑義を生じさせない振る舞いが議長としては求められているのではないかと思います。そこに対する御見解はいかがでしょうか。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 御指摘の点については、そのとおりだと思っております。そのとおりという

のはどういう意味かということ、ここにお示ししてあるとおりですけれども、実際グレーであるということ、そして出席をすべきなのか、すべきでないのかということ、これについて和光市議会ではこれまで協議がなされていなかったということで、これについてはしっかりと議会の課題として今後協議をして、これはグレーなので、出席をしない方向にしようという申合せ等をするとか、そういう方針は必要かなというふうに思います。

○小嶋智子副議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 ほかの自治体であるとか、あるいは県議会の議長の前例というところを見ますと、グレーであるがゆえに議長として公務としては出席をしてこなかったという状況があるかと思います。全国的に見ても訴訟であるとか、あるいは住民監査請求の事例が多くて、中には少額の玉串料で、今回玉串料は入れてないんですけれども、少額の玉串料であっても違憲判決といったことが複数の前例であります。そうした前例については調べなかったのか伺います。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 ここにも書いてあるんですけれども、3番の回答のところ、目的はの後の効果のところは神社に対して一切の金銭的な支出を行っていないことで、特定の宗教が援助・助長される、または他の宗教が圧迫・干渉されることに当たらないという判断なので、これで目的・効果基準に照らしたときに、これは神社に対するものではありませんので、その心配はしておりません。

○小嶋智子副議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 今回のことが違憲であるのかどうかということは、個々の事例によって司法の判断があって、そこには私は触れていないんですけれども、やはり公務として行った、公用車を用いたということでグレーであるというふうに市民には映るケースが多いかと思います。そうしたときに、そういうグレーである行為を避けるという意味で、英霊への感謝をささげるという、その意図は分かりますけれども、それについて公務ではなくて、私人として参拝するということはなぜ検討されなかったのか伺います。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 私人として参加するかどうかということではなくて、今回は議会事務局を通じて正式に議長に公務として依頼が来ているものというふうに判断していますので、それに出席するかどうかという観点で今回は判断をしました。その判断の前提として、今回の御指摘のように、事前に共通認識等を取っておく必要があったのではないかという意味で、今回は配慮が足りなかったというところで認識をしております。

○小嶋智子副議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 この招待状ですね、こちらは県議会にも行っていますし、ほかの自治体にも行っていますし、また和光市の市長にも来ています。そうした中で、県にしても、それから和光市の市長にしても出席を控えるというのは、やはりこれが政教分離という原則に関してグレーであるからだと思うんですが、私人としての行為であればそのところはクリアできたと思

うんです。そのことを検討されなかったのか伺います。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 あくまでも今回は正式に来たものに対して出席するか、しないかという観点で判断しておりますので、その判断のところについては検討はしておりません。

○小嶋智子副議長 吉田議員。

○吉田活世議員 今回、SNSで上がっていた安保チャンネルを見させていただきましたが、そちらで大東亜戦争という言葉が使われているということと、それから、英霊に感謝という言葉で締めくくられていました。はっきりと議長としてここに来たんだということを改めてそのチャンネルのほうで表明なさっているんですが、これから首長選挙に出られるということで、政教分離、今グレーゾーンという言葉が出たんですけれども、グレーゾーンとは私は言い難い。これは公人として参拝するべきではないというのは憲法でしっかり書かれているところだと思うんですね。SNSでそういった表現が使われたのは、まずなぜなのかというところと、なぜ公人として行ってしまったのかという点、再度お聞きいたします。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 大東亜戦争という呼称については、これは歴史的な話に関わることで、ここで深くお話をするつもりはありませんけれども、神社の説明の中で大東亜戦争ということが出てきたということ、それから、英霊に感謝というのは特に何の宗教性も持っていない。英霊に対する哀悼の意ということというふうに認識しております。実際にその招待状が来たので、行くか、行かないかという判断で今回はしたものですので、その判断をする際に、先ほどと同じですけれども、議会での協議も共通認識もないままに独断で公務として行ったことに対しては、これは配慮が足りなかったというふうに認識をしております。

○小嶋智子副議長 吉田議員。

○吉田活世議員 親類の方が戦争でお亡くなりになっているということで、もちろんそういったものに対して哀悼の意をささげるというのは、プライベートとしては当然のことだと思います。しかし、あくまでも議長として行ったというのを公然と表明なさったということは、ここにいる私たち全員の総意で行ったというふうに見えてしまうと思うんですね。そういったことに対して、例えば私などはそういったところに議長を自分の代表というか、そういうので送り込むというのはちょっと賛成しかねるところですので、今後そういったことというのは改めていっていただかなくてはいけないと思うのですが、今後そういった靖国であるとか、護国神社の参拝というのはどうされていくおつもりなんですか。

○小嶋智子副議長 休憩します。（午後 1時17分 休憩）

再開します。（午後 1時18分 再開）

安保議長。

○安保友博議長 これもまた繰り返しになりますけれども、しっかり自分がどういう立場にあるかというところで、なおかつ全体の代表として行くんだということに関して、グレーだっ

たり疑義が生じるようなものについては、事前にしっかりと協議をしたり、皆さんと合意を取って、それから判断するということを今後はしていきたいと考えます。

○小嶋智子副議長 吉田議員。

○吉田活世議員 憲法の立場からいけば、合意を取ってというよりも、完全にプライベートで行くべきものだと思うんですが。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 すみません、ここで法律論を展開するつもりはないんですけども、それが違憲かどうかは裁判の結果の話で、違憲でなくて合憲であればそれは適法ですし、違憲であればそれは駄目ですよという話になる問題です。そのグレーだという話に関しては、これが実際に裁判になったときに、裁判所がどう判断するかが分からないという意味でグレーだということなので、そこに対して、今の御質問に対して明確に答えるものはございません。

○小嶋智子副議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 一つの例ですけども、例大祭については愛媛県の靖国神社訴訟で、最高裁が平成9年4月2日、大法院判決においても宗教上の祭祀とされている。そこへ公用車で行っていますので、はっきりしたことになると思います。判決が出ておりますのでね。その点についてどう思いますか。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 繰り返しますけれども、ここで法律論を展開するつもりはないんですけども、目的・効果基準というのは、目的があって、その効果がこうであるという要件を両方満たしたときに、それが違憲かどうかという判断の基準になるので、片方だけ満たしているから違憲かどうかではなくて、両方を総合的に判断したときに違憲かどうか判断されるものですので、その点御理解いただければと思います。

○小嶋智子副議長 赤松議員に申し上げます。ここは司法の場ではございませんので、法律論のお話は結論をここで出すことができないということになりますので、その点御配慮いただきたいと思います。

内山議員。

○内山恵子議員 確認をさせていただきます。

埼玉縣護国神社例大祭の議長への招待状というものは今回が初めてだったんでしょうか。過去の議長への招待状の有無と、それから、その参加する、しないの判断というものは一応事務局から何かアドバイスがあったんでしょうか。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 過去にあったかどうかということについては特に聞いておりません。議長公務として招待状が来るというのはかなり頻繁に来るもので、その中の一つということで、今回これを取り上げたものですので、特段毎回各招待状に対して例年どうであったかということの確認は、それは一般的に取っておりません。

○小嶋智子副議長 吉田議員。

○吉田活世議員 併せて確認なのですが、そうしましたら、今回招待状が議長宛てに来て、どのようなプロセスを踏んで公用車が出るという形になったのでしょうか。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 公務全般、一般的な話として招待状が来ました。議長として出席するかどうかということを聞かれて、出席すると。その際に公用車を使うか、使わないかということを併せて聞かれて、今回に関しては、場所が市外であるということがありましたので、では、公用車を出してほしいというお話をして、それを事務局に伝えて、出席をすることになった、そういう経緯でございます。

○小嶋智子副議長 吉田議員。

○吉田活世議員 そのときに出席をしますかと聞かれて、公用車を使われますかといった話をしたときに、ちょっと特殊な神社ですので、そういったところへの出席について、事務局なりに相談するということは全くなかったという理解でよろしいんですか、それとも何かあったんですか。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 個人的に法律を勉強してきた身ですので、自分なりに、先ほどお示したような目的・効果基準に照らして、今回のことについては違憲ではないという判断をしていますので、その上で公務として車を使うことについては市外なのでお願いしますということで、こちらからお願いしたというところです。

○小嶋智子副議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 先ほど聞いたことと一部重なるかもしれないんですが、その時点で判断するに当たって、目的・効果基準に照らして抵触しないかどうかを慎重に検討したというふうに説明があったかと思います。ということは、政教分離の原則及びそれにどういう場合に抵触するとか、あるいはどういう議論になっているということは十分に御理解の上で判断をされたというふうに受け止められるんですが、その際に、これまでの和光市議会の議長あるいは和光市の市長あるいは県議会の議長、ほかの自治体の議長、そうした方たちがなぜ公務としては出席を控えていらっしゃるかということも当然認識の上でというふうに、目的・効果基準に照らして慎重に検討ということから引くとそのように思われるんですが、それでよろしいですか。それを認識した上で公務として行くと決められたということで。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 あくまでも今回慎重に検討したということについての内容としては、たくさんある招待状、公務の中での一つとして、それに出席するかどうかという判断をしたときに、今回は神社ということですので、この件が公用車を使って行くことに対して政教分離原則に抵触するかどうかということについて検討したということです。ここにも書いてありますけれども、他自治体の考え等については了知しておりません。

○小嶋智子副議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 目的・効果基準に照らしたということは、それが必要だということが分かっているらっしゃって検討したというふうに思われるんですが、その際にほかの自治体の状況であるとか、あとは社会的、世間的に、議長あるいは首長がそうした宗教行事に参加するということがどのような議論になっているかということは当然踏まえていると思うんですが、そのところを、ちょっとしつこいんですけれども、もう一度お聞きします。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 繰り返しになりますけれども、和光市議会においてはこれまでそのような行事の出席についての検討とか共通認識の合意形成というものは一切図られておりませんので、そこについてその配慮が足らなかったというところで認識しているということで御理解いただければと思います。

○小嶋智子副議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 もちろん合意形成はされていないんですが、それはこれまで私が調べた限りですけれども、出た実績はないんですね。ですので、なぜそれに出ないのかと言ったら、やはり市民から見てグレーに見られる、疑義が出るということのを避けるために、公人としては出ていないということだと思ってしまうんですが、いかがでしょうか。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 過去に出たか、出ていないかということに対しては、その情報は私に入っておりませんでしたので、その判断はしておりません。

○小嶋智子副議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 ちょっとしつこくてすみません、1点だけ確認なんですが、目的・効果基準に照らして慎重に検討されたんですよね。そうすると、これまでどうであったとか、あるいは出た人がいたら玉串料はどうだったとか、公用車を使っていたのかとか、そういったことは自然な感じとして調べるんじゃないかと思うんですが、これはこの時点で目的・効果基準に照らして慎重に検討されたということなんですよ。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 違憲になるかどうかということが、その判断基準というのが目的・効果基準ということになっていて、今回に関しては目的と効果を検討したときに、その部分には当たらないという判断をしたというのが慎重に判断をした内容であって、それに伴って玉串料を出していないというところもそういうところに含まれております。

○小嶋智子副議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 そうすると、例えば県であるとか、ほかの自治体の議長あるいは首長がどういうふうに対応しているかということは一切調べず御存じなかったということよろしいですか。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 はい、知りませんでした。

○小嶋智子副議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 そうなると、安保議長は、自分が埼玉縣護国神社に行ったのは、和光市の議長ですから、議員の代表として行くことは正しいことだと思って、よいことだと思って行かれたわけですか。よしとされたので行かれた判断、いかがでしょう。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 質問の意味がよく分からないんですけども、単純に、本当に純粋に戦没者に対する哀悼の意を表するということ、和光市出身の方もそこへ祭られていますので、その意を表することに対しては正しいことだと思っています。

○小嶋智子副議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 私も親族に片手を失った者だとか亡くなった人もいます。それは個人で行くのは本当に大切なことだと思いますけれども、和光市議会の議長、議員の代表として行くことは憲法に触れると私は思っています。だから、このことについて、あなたはよしとして行かれたわけですね。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 法律論を展開するつもりはないですけども、違憲か合憲かについて、そこは見解が分かるところだというような認識はしていますけれども、違憲と決めつけて、それで間違ったことをしているという意見をこちらに言われたとしても、こちらとしては答えようがありません。こちらとしてはその目的・効果基準に照らして法律上違憲にはならないという判断をした上で行っていますので、これがよかったのか、悪かったのかという判断を聞かれても答えようがないと思います。

○小嶋智子副議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 安保議長は法律に非常に詳しい方だと私は思っていますけれども、これ憲法に照らして、法律論ではないんでしょうけれども、憲法に照らすと違憲になるわけですけども、それを聞いたらあなたはどう思っていますか。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 法律論をここで展開するつもりはないと再三申し上げますけれども、違憲になるか、ならないかというのは、実際に裁判をして、裁判所がそれを判断しなければ、それは分かりません。どちらの解釈もそれはあると思います。違憲になるという解釈もあるでしょうし、合憲であるという解釈もある。そうした中で、グレーだというのはそういう認識を今私も持っており、実際にそれについて、グレーなんだけれども、今回公務として行くのはどうかということを議会で合意形成を図らずに、協議をせずに、公務として行ったことに対しては配慮が足らなかったという判断ですので、違憲なのに行ったという認識は全く持っておりません。

○小嶋智子副議長 赤松議員に再度申し上げますが、ここは司法の場ではございませんので、

それを決めるとか、そういった場ではないということをいま一度熟慮されて御質問をお願いします。

赤松議員。

○赤松祐造議員 決めるわけではないですけども、知ってほしいという意味で私はしゃべります。さっきもしゃべりましたけれども、愛媛県で同じように靖国神社訴訟が起きています。それは最高裁、平成9年4月2日、その判定では宗教上の祭祀とされ、それを公用車で行くということは違憲になっております。それは知ってほしいと思います。

○小嶋智子副議長 吉田議員。

○吉田活世議員 英霊という言葉をお使いなんですけれども、歴代の日本首相は談話を発表し、河野談話ですとか村山談話とかを見ますと、もちろんまず大前提として、戦争というのは人権への一番の否定する行為であるということはまず一つ言えて、そこで亡くなっていった人というのはもちろん悼むべきものなんです。ただ、日本がやってきた様々なことというのは、侵略戦争であるとか、特に日本周辺のアジア諸国に大きな傷跡を残しているんですね。そういった点でもやはり公人としては行動を厳に慎むべきだ。外交を円滑にしていくため、そして、沖縄で起きている例えば米兵の性暴力事件など、今、公人として私たちが守っていかななくてはならないものはあると思うんですね。そういった点で、やはり今回公用車を出して公人として行ったということが問題なわけですよ。何かここは、これ以後はプライベートで行きますというふうに言っていたかないと、ここに集まっている面々も、私たちを代表して行かれてしまったというふうにSNSで発表されてしまっているわけです。和光市の議長として参りましたと言っているわけですから、その点は今後はしっかりけじめをつけていただきたいというのと、こうなってしまった原因というのをきちんと説明してもらいたいと思います。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 個別の歴史認識に関してもここで述べるつもりはありません。今回のことと言います、実際に私の思いとしては、純粹に和光市を含めた戦争で犠牲になった方に対する哀悼の意を表する、ただ一心、それだけですので、今回はそれに対して疑義の声が出るということ踏まえて、出る予想をして、事前に協議等をしないで、合意形成も図らずに1人で公務と決めたことに対しては配慮が足らなかったということで反省をしております。

○小嶋智子副議長 片山議員。

○片山義久議員 先ほど赤松議員がおっしゃっていた愛媛県の靖国神社の玉串料訴訟については、玉串料を払ったことに対しての訴訟であって、それを返還するという命令が最高裁から出ております。今回安保議長が玉串料については支払っていないとこちらに書かれておりますけれども、そちらはそのとおりでしょうか、確認させていただきます。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 公費、私費ともに払っておりません。

○小嶋智子副議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 私が言ったのは、払っていないんだけど、公用車で行ったというところが、これが最大のことなんです。これは市民にしっかり説明をしないと、そこをいろいろな人が私にも言ってきています。そういうことを自覚していただきたいと思います。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 今、赤松議員からの御指摘というのは、法律上の話と、実際議長としての行動としての多分両方が含まれていると思うんですけど、法律上の話で言うと、先ほどから申し上げていますが、実際違憲かどうかということでは違憲ではないという判断をさせていただいておりますので、まずそれを御理解いただきたいこと、そして議長公務として行ったことに対しては、これが適切であるのか、不適切なのかということに対して、それを議会の共通認識を取らずに、独断で公務だというふうなことで決めて行ったことに対して、これは配慮が足らなかったと言っているのです、今後の検討課題としていただきたいということが私の思いでございます。

○小嶋智子副議長 内山議員。

○内山恵子議員 このたびの安保議長の参拝については、政教分離に反しない範囲での社会通念上の儀礼としての参拝という認識でよろしいでしょうか。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 はい、そのとおりです。

○小嶋智子副議長 内山議員。

○内山恵子議員 公用車を使ってしまったということに関しては、埼玉縣護国神社というのは駅から非常に離れたところにあり、その前後の公務の兼ね合いもあり、厳しかったという解釈でよろしいでしょうか。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 交通事情としてはまさにおっしゃるとおりということもありますし、実際公務で行く場合には、基本的には公用車を使ったほうがいいと私は考えています。なぜかという、時間の遅延の話だったりとか、実際公務で行くのであれば遅刻をすることは許されないのです、そういう場合に自家用車で行くのではなくて、公用車で行くというのが、それが一般的。それがやむを得ないときなどには自家用車で行くこともあると思いますけれども、そういう観点で今回も判断させていただいております。

○小嶋智子副議長 待鳥議員。

○待鳥美光議員 今のやり取りに関してなんですが、ここで法的な議論をする気は全くないんですけど、例えば市内の神社に先日あったようなお祭りで行かれるというのと、それから、市外の護国神社の例大祭に公用車を使って行くということは、判断としては別の判断になりますので、遠かったから公用車を使ったというよりは、むしろ市外の宗教行事に公用車を使って行ったというふうに理解をしていますし、市民から見てもそういう形で疑義が上がっているということだと思います。

○小嶋智子副議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 ここでは今、安保議長がおっしゃったように、法律では議論できないということなので、本当に時間があれば、私は政治倫理審査請求書まで用意して、そこで委員会を開いて、本当にこれがよかったのか、どういう点があればいいのかというのを本当に審議してほしいんですけども、日にちがあと1日しかない。もうできないわけですよ。そういう意味で非常に苦慮しておりますけれども、今後こういうことがあったら、事務局はもっと議論する時間を持てるようにしていただきたいと思います。これは提案です。

○小嶋智子副議長 吉田議員。

○吉田活世議員 私のほうも再度要望になってしまうんですけども、戦没者に哀悼の意をささげるというのは理解するところですし、何ら問題はないと思います。ただ、公用車を使って公人として行ったというところに市民の方がやはり疑義を持ったということです。その点は御理解いただきたいということと、戦争に行き亡くなっていった人というのは被害者でもあるんですけども、同時に日本の場合、加害者でもある。例えば従軍慰安婦の問題ですとか、まだいろいろ問題が山積している状況にあります。それは事実として変えられないことなんですよね。公人としてそういった人たちにお参りしてしまうということが多くの人を傷つけてしまうということをどうか分かっていたいただきたいと思います。

○小嶋智子副議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 根本的な質問なんですけど、今回この場を設けられたことの発端として、赤松議員、待鳥議員、菅原議員、吉田議員から公式文書を通じて疑義が生じたので、全協を開いてほしいと言って、それに対応して安保議長がこの場で説明したいということで開いたということですよね。まずそこから確認させていただきたいんですけども。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 はい、そのとおりです。

○小嶋智子副議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 私も見させていただいたんですが、赤松議員の政策レポートの裏面に、公式なのか、公印が押されている資料が印刷されている状態なんですけれども、あれは全体としてはまだ表に出ない資料なのではないかと思うんですけども、あれは外部に出ても大丈夫なものなんでしょうか。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 あれは様式があるものではなくて、一部の議員から議長宛てに、事務局を通じて要請という形で出てきたものです。それを公開するかどうかという話については、それは提出者のほうでやる分には構わないと思います。ただ、私のほうでも、赤松議員に直接お伝えしていますけれども、今回市長への手紙で書かれた内容がそのまま丸写しという形で出されていますので、これはまずいのではないかとすることは本人にもお伝えしております。

○小嶋智子副議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 先日、駅前で安保議長が私に食ってかかって、市長部局から市長への手紙を出したと言うけれども、あれは市民から私にきた手紙、安保議長、よく読んでもらいたい。全文を書いたわけですが、市民から直接ね。そして、それを出したんだけれども、なかなか議会に、議員は知っていますか。これは議会事務局が問われる問題になりますけれども、市民からの意見が出たら、議員に即座に連絡、報告しなければならないのが、それが載っていないし、私はそんなの見たことないと言っている。そうしたらこういうのですと送りましたということなんです。それですぐ議会事務局に行ったら事務局長はいなくて、工藤課長が1時間後にその全文をオープンしました。私は本人、直接市民から来たのを載せました。ちょっとその1つの違う問題がかかっていますけれども、やはり市民から来た重要な問題は議員に早くオープンしていただきたいと思います。それでなければ、市民がその返事が来ないから、私ら議員のほうにメールが来たわけですから、それは今回の話とは別ですけれども、やはり改めるところは改めなければならないと思います。

○小嶋智子副議長 赤松議員に申し上げますが、発言には十分御留意いただいて発言をお願いいたします。

赤松議員。

○赤松祐造議員 今安保議長が言ったのは、それは訂正していただきたいと思います。

皆さんよく聞いて、さっき安保議長が私のニュースレターに書いたのを、それは私は市民から来たものを書いたわけですが、そういうものをね。事務局からもらったものじゃない。市長からもらったものじゃないですよということです。

○小嶋智子副議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 判こが押してあるやつが印刷されていたと思うんですけども。

○小嶋智子副議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 それは真実性をするために私は提出したときにあえて判こを、受理したよと、議会事務局で受理してもらったということです。適当なものじゃないよということだから、それに対して、近々全協が開催されるでしょうという意図を含んでいるわけですよ、よく読んでもらえれば。

○小嶋智子副議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 私も赤松議員がうそとかを勝手に言っていると思ってはいないんですが、お聞きしたかったのが、赤松議員が市民から聞いたメールの本文を載せるのであれば、でも、判こが押してあるのが載っているのが。この要請書をレポートに載せて発行する、配付するというのは別に問題ないんですか。

○小嶋智子副議長 事務局のほうで確認が取れますでしょうか。

亀井事務局長。

○亀井議会事務局長 はい、問題ないと考えております。

○小嶋智子副議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

ここで議事を議長と交代いたします。

○安保友博議長 吉田議員。

○吉田活世議員 1点確認なんですけれども、安保チャンネルのほうの参拝の部分の映像というのは今どのようなになっていますか。

○安保友博議長 議事を副議長と交代します。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 今回そういう疑義が出て要請も出されましたので、私としては、今、赤松議員からすぐに回答がないということを言われていますけれども、あれが出た直後から事務局といつやるかという調整をして、全員協議会も自ら説明したいので、時間はないけれども開きたいということで事務局と調整させていただいて、今日この場を設けることができたというふうに認識をしております。また、その動画に関しては、これも同じように疑義が出ており、それに対する結論は出ていないという判断をしましたので、それについては削除をしております。

○小嶋智子副議長 議事を議長と交代いたします。

○安保友博議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 その動画というのはいつからいつまでやっていたの。私はもう28日に見て、あなたのツイッターを見てなくて、他人がしたことで、これ話以外のあれです。いつから発信していつ閉めたのか。

○安保友博議長 すみません、議事進行として申し上げたいんですけれども、1回閉じていますので、質問があるときはしっかりその中でやってください。

議事を副議長と交代します。

○小嶋智子副議長 安保議長。

○安保友博議長 動画作成からその指摘があって、今回全員協議会を開くと決めるタイミングで削除しております。

○小嶋智子副議長 議事を議長と交代いたします。

○安保友博議長 ほかに何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

ほかになれば、以上で本日の協議事項は全て終了しました。

記録につきましては正副議長に一任願います。

以上で全員協議会を閉会します。

午後 1時49分 閉会

博 友 保 安 長 議

子 智 嶋 小 長 副 議